

陸上幕僚監部第1部長
海上幕僚監部総務部長 殿
航空幕僚監部監理部長

長官官房長

隊内生活体験の取扱いについて（依頼）

標記について、実施担当官（防衛庁の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第3条に定める実施担当官をいう。）が実施するにあたり、自衛隊に対する国民の理解を得るための広報活動の一環として広報効果を高めるため、下記事項を参考として一層適切かつ効率的に行なわれるよう指導されたい。

なお、隊内生活体験について国民の誤解を受け、広報効果をそこなうことのないよう、隊内生活体験者の選定等について十分配慮するよう指摘されたい。

記

- 1 隊内生活体験の日課は、次に掲げる項目を標準とし、時間を適正に配分して定める。
 - （1）防衛問題に関する説明
 - （2）自衛隊の現況説明
 - （3）個人及び集団の行動に関する基本動作
 - （4）体育
 - （5）カッター、手旗、結索
 - （6）隊内見学及び装備品等の見学
 - （7）教育訓練の見学
 - （8）艦艇見学（体験航海を含む）
 - （9）戦車等の体験とう乗
 - （10）広報映画の上映
 - （11）隊員との懇談

- 2 隊内生活体験については、実施部隊が日課を定め、適切な指導の下に実施する。ただし、広報効果をそこなわないと認められる範囲内において、隊内生活体験者側の希望する行事を日課に加えて差し支えない。